



令和 6 年度第 3 回評議員会

議事録

令和 6 年 6 月 28 日（金）



公益財団法人武藏野市福祉公社

令和6年度 第3回 公益財団法人武藏野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和6年6月28日(金) 午後6時00分から午後7時44分まで

2. 会場 本部1階会議室

Web会議システムZoomを使用しオンラインを併用

3. 評議員の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者 会議室 評議員(議長) 福島 文昭

評議員 松田 正恵

監事 大久保 実

W e b 評議員 鈴木 省悟 (19時途中退席)

評議員 竹内 啓博

評議員 江幡 五郎

5. 欠席者 評議員 谷口 勝哉

監事 安田 大

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第3号 評議員会会長の選定について

日程第3 議案第4号 令和5年度事業報告について

日程第4 議案第5号 令和5年度決算報告について

日程第5 議案第6号 理事の再任について

日程第6 報告事項1 令和6年度第3回理事会にて決議された内容等について

日程第7 報告事項2 新社屋建設計画について

日程第8 報告事項3 第四期中長期事業計画執行状況報告について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人	議長（評議員会会長）	福島 文昭
	評議員	江幡 五郎
	評議員	竹内 啓博

10. 議事の経過及び結果

鈴木省悟評議員、竹内啓博評議員、江幡五郎評議員は本議場にいないが、w e b会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができるることを確認した。

評議員会開会に先立ち、森安東光理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

本日は、秋山前評議員会会長の退任に伴う新会長の選定、令和5年度の事業報告、決算報告、理事の再任等についてご審議いただく。また、3件の報告も予定している。詳細は後ほど担当から説明するが、ポイントについていくつかお話したい。

事業報告であるが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の取り扱いが5類に移行し、すべての事業で徐々に従来の事業運営方法に戻しているところである。

新社屋の建設については、現在、実施設計の詳細について設計事業者・市と頻繁に協議しながら、取りまとめているところである。

「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」を取得し、人材確保の有効なツールとなるよう活用を始めた。

昨年度検討した新サービスである「入退院・没後サポート事業（仮称）」モデル事業の周知も進めている。

決算について、財政状況は極めて厳しい状況が続いている。各部署の職員も懸命に努力しているが、回復にまでは至っていない。引き続き組織全体で取り組んで参りたい。

昨年度の事業と決算を振り返り、新年度事業運営の基軸となる内容をご審議いただくこととなる。

次に、第1回評議員会みなし決議にて選任された藤本常務理事より挨拶があった。

つづいて、第2回評議員会みなし決議にて選任された新評議員、福島評議員、松田評議員

より挨拶があった。

新谷事務局長から、定款第 19 条の規定により、議長は評議員会会長がこれに当たることとなっているが、秋山前会長が辞任された後、会長が不在のため会長が選定されるまでの間は、理事長が仮議長を務める旨の申し出がなされた。他の評議員から異議なく、森安理事長が仮議長を務めることとした。

森安理事長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員 5 名、定数 6 名で定款第 20 条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数 4 名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第 1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に議長の他、江幡五郎評議員、竹内啓博評議員の 2 名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第 2 議案第 3 号 評議員会会長の選定について

新谷事務局長より次の通り説明がなされた。
評議員会の前会長の秋山評議員が退任され、評議員会会長が不在となっている。評議員会会長は、定款第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に基づき、評議員会の決議によって、評議員会から選定することとなっている。

竹内評議員から、福島文昭評議員を評議員会会長に推薦する提案がなされ、ほかの評議員から意見はなく、採決の結果、全会一致で、福島文昭評議員を評議員会会長に選定することが可決された。

これ以降の審議の進行は、定款第19条の規定に従い、新会長である福島文昭評議員会長が行うこととなり、議長を交代した。

日程第 3 議案第 4 号 令和 5 年度事業報告について

日程第 4 議案第 5 号 令和 5 年度決算報告について

福島議長から一括審議の申出がなされ、ほかの評議員及び監事から異議なく一括して審議することとした。

新谷事務局長から、令和5年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受け、承認を求めるもので、詳細について次のとおり説明された。

令和5年度は、令和4年度に策定した第四期中長期事業計画が開始となり、福祉公社の使命である地域におけるセーフティネットとして事業運営を行った。新社屋建設については、武藏野市における地域共生社会の推進拠点実現を目指し、社協、設計会社と打ち合わせを重ね、順調に進捗している。人材の確保については「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を獲得し、福祉公社の働きやすさと仕事のやりがいをアピールし、採用活動を強化しているが、ますます厳しさを増している。人材の育成については、福祉現場向けの階層別研修にて組織として必要な研修を実施するほか、資格取得支援に力を入れ、新たに6人が資格取得した。つながりサポート事業では、新事業「入退院・没後サポート事業（仮称）」について、評議員からもご意見をいただき検討を重ね、モデル事業として開始できるところまできた。通所事業、訪問介護事業については、稼働率の大きな回復には至らなかったが、令和5年度「収益向上委員会」を設置し、組織を上げて対策に取り組んだところ上向きになりつつある。以上のとおり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に寄与すべく、福祉公社の理念に沿って事業実施した。

権利擁護課の事業について、堀田権利擁護課長は体調不良のため、新谷事務局長から、次のとおり報告された。

令和5年度は、第四期中長期事業計画の1年目ということで3つのセンターでそれぞれ計画実行のための取り組みを行った。

つながりサポート事業の令和5年度末の利用者数は68世帯78人だった。そのうち入院・入所預託金保管者は63人、没後支援契約者は35人だった。つながりサポート事業の課題等を抽出し、よりご利用者にとって確実にサービス提供が行えるよう、「つながりサポート事業見直し検討委員会」をたちあげ、新事業の検討を行った。昨年度、理事会評議員会で報告した通り、今年度から「入退院・没後サポート事業」をモデル事業としてスタートさせた。今現在利用者はいないが、事業の周知を本格的に行う予定。収支計算書は記載のとおり。ご利用者からの遺贈により寄付をいただいた。

次に権利擁護事業について。令和5年度における権利擁護レスキュー実支援者数は27人、年度末契約者数は5人。終了者のうち、後見制度への移行は15人、ご逝去は3人。通常通り、老いじたく講座、法律相談、一般相談も実施し、市民の権利擁護に努めた。収支計算書は記載のとおり。

次に地域福祉権利擁護事業について。東京都社会福祉協議会からの受託事業として実施した。軽度の認知症や、精神疾患、知的障害等のご利用者が自立して生活できるような支援を行った。令和5年年度末利用者数は40人、新規契約者数は8人、解約者数は7人。そのうち後見制度への移行が4人だった。収支差額は210万円の赤字となった。

次に成年後見人等受任事業について。市の地域福祉を担う法人として、本人、親族等の意向を丁寧に確認しながら、成年後見人等を受任した。令和5年年度末受任者数は132人だった。収支差額は記載のとおりで、663万円の黒字となった。

次に生活困窮者自立相談支援事業について。生活困窮者自立支援法の「自立相談事業」「住居確保給付金事業」「家計改善支援事業」、及び市の独自事業である「特別就職支援金」「住居契約更新料給付金」の窓口業務を武蔵野市から受託し、実施した。複数の生活課題のある市民と生活構築する方法をともに考え、自立した生活が送れるような伴走型の支援を行った。新規相談者・支援者とともに、コロナ禍から年々減少傾向にあるが、様々な課題を抱え、困窮から抜け出せず長期にわたって相談支援を継続しているケースも多くある。令和5年度は、中長期事業計画の取り組みの一つとして、事業の周知に力を入れたため、事業説明に行ったケアマネジャー事業所等からの相談が増え、高齢者の家計相談等も増加している。事業活動収支差額は記載の通り。

次に生活保護受給者金銭管理支援事業について。市から受託した事業を実施した。令和5年年度実利用者数は51人、年度末利用者数は43人だった。出納回数が他事業に比べ多く、受託料に見合わない現状を市へ訴え続けたところ、令和5年度は出納件数に応じた受託料へ変更となつたため、収支計算書の通り赤字幅が大きく減少した。

次に成年後見制度利用促進事業について。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市とともに中核機関を運営した。武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を2回開催し、各専門職、福祉関係者との連携を深めた。また7市合同の市民後見人フォローアップ講座を開催したほか、成年後見制度に関する講演会および、学習会兼相談会等を実施した。成年後見制度についての市民からの相談については権利擁護センターの職員も協力し相談対応を行い、難しい案件は弁護士による法律相談につなぐなど丁寧に対応した。収支計算書は記載のとおり。

つづいて、在宅サービス課の事業について江尻在宅サービス課長から次のとおり報告された。介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。特定事業所加算算定事業所として24時間連絡体制を確保し、在宅介護・地域包括支援センターから相談のあった支援困難利用者や権利擁護センターと連携が必要な利用者を積極的に受け入れた。また、ケアマネジャー不足を下支え

するため、10月に職員を1名増やし、5名体制とした。担当ケースは、介護、予防、総合事業を合わせて、昨年より57件多い1,583件だった。収支計算書は記載の通りで、収支差額は23万円の黒字となった。

つづいて、ホームヘルプセンターの事業について三木ホームヘルプセンター武藏野担当課長から次の通り報告された。

介護保険法に基づく訪問介護サービスを実施した。特定事業所加算要件の全ヘルパー対象の定期的な会議や研修は参加率100%をキープすることができた。更に対面研修を再開することで、身体介護に従事するヘルパーを増員することができた。毎日型のご利用者の終了、入所者の増加、利用時間の短縮から、利用者数は昨年より41名増加したが、収支は1463万9千円の赤字となった。

障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。喀痰吸引等の医療的要素を必要とする重度訪問介護は、職員を中心に対応した。移動支援では、就学児や受け入れ事業所が見つからない市民からの依頼を積極的に受け入れ対応することができた。収支差額は242万9千円の黒字となった。

次に生活支援事業について。認知症見守り支援事業は若年性認知症のケースなども増加傾向にあり、多職種と連携を取りながら対応した。感染症レスキューヘルパー事業では、コロナ感染症5類に移行後も、他事業所による介護保険サービス対応が出来ないケースを今までのノウハウを生かし迅速に対応した。収支差額は102万4千円の赤字だった。

つづいて、人材育成センターの事業について、江尻在宅サービス課長から次のとおり報告された。

介護・福祉人材に関わる養成・育成研修、相談、事業者支援等を実施した。また、年齢や職種をこえたつながり作りを目的に、初めての試みとなる多職種交流の会を開催した。大変好評であったため、今後も継続したいと考えている。

センターも開設6年目を迎え、各関係者との連携や事業者支援も定着してきた。今後も、介護・福祉人材の確保に向けた取り組みを創意工夫しながら実施する。収支計算書は記載の通り。

鈴木評議員がオンラインにて入室。音声と映像に問題ないことを確認した。（18時32分入室）つづいて高齢者総合センター事業について、方波見高齢者総合センター所長が緊急業務のため、藤本常務理事から次のとおり報告された。

令和6年度に予定されている高齢者総合センター大規模改修に向けて武藏野市と施設の老朽化状況及び改修要望を共有し、仮設施設への移転準備を進めた。収支計算書は記載の通り。

在宅介護・地域包括支援センター事業について。地域包括ケアシステムの推進拠点として相談支援・サービス提供を行い、延べ11,939件の相談があった。令和5年度は介護保険に関する相談が多く昨年比600件増、要介護認定調査件数も倍増した。また、新たな試みとして、メンバー参加型で見守り合える地域作りを目的とした学び講座を開催した。いきいきサロン事業では参加者の増加から新たなサロンが開設された。収支計算書は記載の通り。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業について。作業療法士・理学療法士による福祉用具や住宅改修を中心とした住環境整備の相談、言語聴覚士によるコミュニケーション・嚥下障害の相談、排泄ケア専門員による相談を実施した。令和5年度は在宅生活継続のカギとなる排泄に係る市民向けの講演会を実施した。また、地域包括ケア人材育成センター主催の技術研修や家族介護教室にて講師協力をした。収支計算書は記載の通り。

デイサービスセンター事業について。公設民営のデイサービスとして多課題、医療ニーズの高い方を積極的に受け入れ祝日営業や臨時利用にも対応しセーフティネットとしての役割を果たした。令和5年度は低迷していた稼働率と報酬回復を目指し「収益向上委員会」を立ち上げ、業務改善に加え営業活動にも注力した。V字回復とまではいかないものの、稼働率を回復させることが出来た。感染症が5類になったことから外食会や夏祭り等を再開し好評だった。年間利用者は、昨年度から改善も見られ、延べ7,990名、稼働率は年間平均78.5%だった。収支計算書は記載の通り。1598万円の赤字となった。

次に社会活動センター事業について。受講を契機とした外出や仲間作り等を目的とした運動・文化・芸術等に関する初心者向け29講座、イベント等を開催した。5類に移行したことを利用機に3階自由来館スペース開放を再開した。また、近隣商店街等団体と協力して高齢者総合センター秋まつりを開催した。大規模改修を契機として社会活動センターの役割と運営課題に関する報告書及び地域健康クラブの運営課題に関する報告書を武蔵野市に提案した。収支計算書は記載の通り。

つづいて北町高齢者センター事業について、石橋所長より次のとおり報告された。

デイサービス事業では、介護保険を初めて利用される方でも安心して過ごしていただけるよう、お一人おひとりに寄り添った支援をした。年間延べ5,362人（前年度5,032人）と、大きな回復は果たせなかったが、イベント等を積極的に実施し周知に力を入れたことで、10月から利用者が増加し、11月から平日定員を25名から30名に変更することができた。ボランティアの活動実績も延べ1,029人（前年度596人）と倍増し、音楽講師など新しいボランティアも活動している。設備面では外壁や屋根の修繕・塗装が無事に終了し、外観が見違えるようにきれいにな

った。

小規模ハウス事業は、令和5年11月に、小規模ハウスの最後の居住者が施設入所となり、本事業が終了した。転居の際は関係機関ときめ細かい支援を実施した。

子育てひろば「みずきっこ」とは、月1回の会議を通して情報共有を図るなど、連携しながら運営した。閉所時間を3時30分から4時に変更することで、更にたくさんの親子が来所した。収支計算書は記載の通りで、事業活動収支差額は2870万円の赤字となった。

つづいて、新谷総務課長から、管理費について報告された。

福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行った。令和4年度に収益が悪化した介護保険事業を対象に「収益向上委員会」を設置し、収支改善に取り組んだ。成果はなかなか数字に出てこないが、前向きに取り組むことで希望が見えつつある。実施した3部署は、取り組みを事業報告会で発表した。ケアリンピック武蔵野では、権利擁護センターが登壇し、「みんなで考えよう没後のこと」と題し、福祉公社の事業周知のほか、没後についての啓発や、自治体への提言をまとめ発表した。事業報告会では、「収益向上委員会」の発表の他、2つの部署が連携して発表を行い、横のつながりとチームワーク強化を図った。

収支について。事業活動収入が予算より600万円ほど多いが、これは寄附金によるものである。使途を特定しない寄付金については、50%法人会計に繰り入れている。

支出について、委託費の予算が余ったのは、新社屋建設の設計費用を計上していたものが、固定資産の建設仮勘定科目となったことによるものである。

続いて、新谷事務局長から、収支計算書について次のとおり報告された。

事業活動収入計が7億3458万6千円、事業活動支出計が8億51万2千円で、事業活動収支差額は、6592万5千円となった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の1億3506万8千円、退職給付引当資産取崩収入146万7千円などだった。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、人材育成基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出の特定資産取得支出が、あわせて7165万9千円で、建物付属設備建設支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出、建設仮勘定支出、ソフトウェア購入支出合計である固定資産取得支出は1016万9千円、敷金・保証金支出と合わせると9521万2千円となり、投資活動収支差額は4146万1千円となった。財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は2446万4千円のマイナスとなった。

続いて決算報告書について、次のとおり報告された。

資産の部、資産合計は14億5307万9千円、負債の部、負債合計は1億9252万7千円、正味財

産の部、正味財産合計は12億6055万1千円となり、負債及び正味財産合計は14億5307万9千円となつた。

経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄付金、雑収益、合わせて7億3458万6千円となつた。前年度と比較して2億2425万4千円のマイナスとなっている。主な要因は、受取寄付金2億2797万5千円のマイナスである。一昨年前の寄付金受取額が多かったということである。

経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、経常費用合計8億2504万2千円となり、前年度と比較して101万5千円のマイナスとなつた。

当期経常増減額は、9045万5千円のマイナスとなつた。経常外増減の部については、固定資産を処分したことによる除却損である。前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、8億4250万5千円となつた。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減はなく一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億6055万1千円となつた。前年度と比較して9052万5千円の減となつた。

続いて正味財産増減計算書内訳表について。決算における公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化し、行政庁に報告するためのもの。「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、「子育てひろば受託事業」に関わる収益、費用について配賦したもの。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表したもの。財務諸表に対する注記については記載のとおり。

財産目録について。現金、預金、未収金など流動資産合計は1億9994万1千円となつた。基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計は、12億5313万7千円で、資産合計は14億5307万9千円である。

未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億9252万7千円。資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億6055万1千円となつた。

つづいて、基本財産の運用について。現在、基本財産の内、1億6千万円を地方債にて運用している。第440回大阪府公募公債は、第14回1号宮城県公募公債6300万円が令和5年7月末で満期になったことから、購入したもの。これらに伴う、利息収入は88千円だった。なお、下の欄の特定資産については銀行の普通預金等に預けている。老後福祉基金については、建替え資金として地方債が満期になった際に普通預金に預けている。

続いて大久保監事から次のとおり監査の報告がなされた。

安田監事とともに、当法人の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務 及び財産の状況を調査した。以上の方針によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施した。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、その附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。

以上で説明が終わり、議案第3号及び議案第4号に関連して、次の質疑応答があった。

竹内評議員 収支の状況について3点ほど伺いたい。何年か前から収益が低くなっている、収益向上委員会を立ち上げて議論され、明るい希望が見えつつあるとのことだが、収支計算書を見ると2項目、つながりサポート事業の福祉資金貸付利用料と訪問介護サービス給付費の収入が大きく減っている。民間企業と違い売り上げが減ったからといって上げなければならぬものではないが、減少している理由や今後の対応などが知りたい。もう1点は管理費の委託費が1,700万円ほど予算より減っているが、これは見込みより支出が翌年度にまたがったのか、支出が抑えられたのかなど原因について説明いただきたい。

新谷事務局長 つながりサポート事業の福祉資金貸付利用料収入については、新規の貸付は行っておらず利用者が減少しているため、予算はとっているが減る一方となることを理解いただきたい。収益向上委員会ではコロナ渦から引き続き数字があがってこない介護保険事業の訪問介護と通所介護を対象とした。収益が減っている要因としては、在宅で要介護の利用者が施設入所を選択するが多くなっているように感じる。訪問介護でも段々とご家庭での生活が大変になり、訪問介護を利用するようになって、それほど長くない段階で入所してしまう。通所介護も同じで、ぎりぎりまで自宅で介護保険を使わずに頑張り、80代中ごろから90代に初めてサービスを利用し、それほど長く利用せずに施設へ入所する方がコロナ禍後増えているようを感じる。またもう一つの要因として在宅サービス自体が落ち込んでいることがあげられる。先ほどケアマネジャーを増員したと報告したが、武蔵野市内のケアマネジャーが減り、足りなくなってしまっており、ボトルネックとなっている。新規利用者を担当するケアマネジャーが不足して

いるため、新しくサービスを利用したいと思ってもケアマネジャーが見つからない状況があり、問題となっているため、福祉公社としてケアマネジャーを増員して対応している。市内ケアマネジャーの事務所の人員が減っていて、次々と事務所を閉所している。ケアマネジャーを1人や2人増やしても追いつかないのが現状である。収益向上委員会の中でも課題を整理する中で、営業の方法、ケアマネジャー含め施設入所せず在家継続を応援しようという活動をしているところである。

竹内評議員 ご家庭の事情などで施設へ入らざるを得ないケースについて施設が見つかることはよいのだろうが、それによって収入が減るのは仕方がないことだと思う。ケアマネジャーが不足しているということでケアマネジャーをどう育成し、増やしていくかについても検討しているかと思うが、現状認識と今後の対応についてよくわかった。

新谷事務局長 管理費については設計会社に支払った基本設計の費用を委託費で見込んでいたが、基本設計が完成したため、建設仮勘定という資産科目へ振り替えた。その分が予算よりも減少している。

竹内評議員 会計処理上の資金の見え方が変わるということで承知した。

江幡評議員 全体的に計画その他見ると精神障害知的障害者等、高齢者等と言い、対象者ははっきりしていない。一般的には知的障害者のケア、高齢者のケアと分けて行っているが、その辺が整理できていないのではないか。また社会福祉法人の場合は公益事業と収益事業とははっきり分けて示している。福祉公社の場合は収益事業と公益事業がはっきりしていないため教えていただきたい。3点目に、毎年議題として出しているがヤングケアラーの問題について。インターネットで見る限り、国は今年もなんとかしなければならないと言っている。第一線の福祉公社でも無視できないと思うが、ヤングケアラーについて福祉公社として取り組むべき課題が整理されているのであれば教えてもらいたい。

福島評議員議長より鈴木評議員が退室された旨、またその上で評議員4名出席し過半数を満たしていることが確認された。

新谷事務局長 高齢者等の「等」については、福祉公社の事業は当初高齢者のみの支援であったが、現在は高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯と対象者が広がってきてている。介護保険事業以外の成年後見制度等は高齢者等と言っているが、高齢者や障害者など分けて支援していない事業も多数ある。そのため「等」という言葉をたびたび使用している。公益事業と収益事業については、福祉公社もはっきりと分けて示しており、収益事業は子育てひろば事業のみである。子育てひろば事業が収益事業というのは馴染まないが、子育てひろば事業を受託し

た際、東京都の担当者より、民間の子育て団体に再委託することが前提で受託しており、技術的ノウハウのない事業については公益事業として認められないという文言があることから、福祉公社の公益事業とは認められない、と話があった。そのためその他事業という形の収益事業に振り分けている。これについて今後検討は必要であるが、現時点では子育てひろば事業は大変好評であり、ガバナンスやコンプライアンスについては関与しつつ、団体の良さを生かして事業運営していきたい。それ以外はすべて公益事業として認められている。

森安事務局長 ヤングケアラーについて福祉公社へ国や都から特別な指示はない。従来から指摘はいただいているため、昨年度から第四期中長期事業計画の中で在宅介護地域包括支援センターの「地域ネットワークの構築と強化」の中で「地域の中のさまざまな課題への対処が求められます、いわゆる8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど地域の課題も複雑化しており、地域のネットワークを強化し、その中で対応できるよう地域包括支援センターで対応していきたい」としている。具体的な事業としてはないが、受け入れ態勢や対応できる体制としてはそれなりの対応をとっている。

江幡評議員 武藏野市内の各事業者、特別養護老人ホームなどでヤングケアラー問題を取り組んでいるところは知らない。仮に福祉公社でヤングケアラーへ本気になって調査から初めて実態を明らかにして、市役所に提言するようなことがあれば福祉公社が生きてくると思う。現在は計画にも含まれておらず、今年度中にお願いしたいということではないが、近々そういう決意をもって取り組んでいただきたい。去年もある家庭で相談があったが、ぜひ幅を広くして取り組みをお願いしたい。なお、「TOKYO働きやすい職場宣言」というのは最初の一歩ではないかと思う。武藏野市内において福祉公社を大きくするためぜひ頑張ってもらいたい。

森安理事長 決意がないわけではない。地域の中にヤングケアラーの課題があることは承知しているが、きわめてセンシティブな個人情報にかかわることであるため、一法人である福祉公社が調査することは難しい。埼玉県では県の条例としてヤングケアラーへの支援の条例を作っているが、国や都や武藏野市が取り組む姿勢があって初めて全数調査も可能になると思っている。ヤングケアラーに対する江幡評議員からいただいた意見を伝えることはやぶさかではないため取り組んでいきたい。

その他、評議員及び監事から質疑意見はなく、議案第4号及び議案第5号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第5 議案第6号 理事の再任について

新谷事務局長より、提案理由について以下の通り説明がなされた。

定款第26条により理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっている。本評議員会の終結の時をもって任期満了となる森安東光（もりやすはるみつ）理事の再任の承認を求めるものである。

なお、本評議員会で森安東光理事の再任に承認された後、速やかに理事会を開催し、引き続き理事長としての選定議案を諮る予定としている。

議案第6号に関する質疑意見ではなく、全会一致で、森安東光理事を再任することが承認された。

日程第6 報告事項1 令和6年度第3回理事会にて決議された内容等について

新谷事務局長から、令和6年度第3回理事会で決議された内容について、次のとおり報告された。

理事の競業取引については、理事が自己又は第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしたときは、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないとされていることから別添1の取引について報告したものである。

つぎに、理事の利益相反取引については、理事が自己又は第三者のために公社と取引をしたときは、当該取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならないとされていることから、同じく別添2の取引について報告したものである。別添2をご覧いただきたい。

下段の渡邊昭浩理事との取引は、社福武蔵野の就労継続支援事業のワークセンターけやきに点字入りの名刺や封筒印刷を発注したもので市場価格を上回るものではない。

上段の森安東光理事長との取引については、本人より説明させる。

森安理事長より次の通り説明がなされた。

地域の介護・福祉現場で働く仲間たちで昨年1月「武蔵野地域包括ケア研究会」を結成した。とらいふ武蔵野の地域交流スペースをお借りし、月1回の定例会を開催している。昨年は武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定が行われていたため、研究会で「現場からの提言」を取りまとめ、策定委員会に提出し計画に反映された。また、今年2月には60名ほどの参加で公開講座を開催した。その研究会の資料の印刷を私が担当していたが、コピー代の領収書を私個人宛に出してしまったものである。監事からのご指摘もあり、今年度に入ってからは武蔵野地域包括ケア研究会宛てに領収書を発行している。事務的な手違いによるものであ

り利益相反取引には当たらないが、今後はこのようなことが無いよう注意する。

引き続き新谷事務局長から次のとおり報告された。

つづいて、3 公益財団法人武藏野市福祉公社職員給与の一部を改正する規程について。東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の実施に伴い、居住支援特別手当を新設するため所要の改正を行うことについて、決議を行ったものである。東京都は、国の処遇改善に住居費の高さなど東京の実情が反映されていないとして、国の見直しが講じられるまでの間、居住支援特別手当の支給を決定した。対象は、介護保険サービス事業所に従事する介護職員・介護支援専門員で、所定労働時間が20時間以上、月額1万円、勤続5年目までは1万円を加算としている。対象者などの詳細について、居住支援特別手当の支給に関する要綱を制定した。支給に当たって、給与規程の改正を求めていることから居住支援特別手当を追加し、改正したものである。パートタイム職員も対象となることから、パートタイム職員の賃金に関する要綱も改正し、居住支援特別手当を追加した。支給開始については、令和6年4月～6月分を7月給与と併せて支給するよう、準備を進めているところである。

説明は以上で、報告事項1について、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第7 報告事項2 新社屋建設設計画について

藤本常務理事から、次の通り説明がなされた。

3月22日に仮事務所の賃貸借契約を締結した。所在地は、武藏野市吉祥寺本町一丁目15番9号 岩崎吉祥寺ビル3階。このビルは吉祥寺北口駅前のビルで1階にスターバックスコーヒーがあるビルである。面積は212.93平方メートル、64.41坪。賃料は月額128万8,200円で、別途消費税がかかる。共益費は月額257,640円で、別途消費税がかかる。敷金は1,288万2,000円で賃料の10か月分となっている。礼金はなし。契約期間は、2024年6月1日から2029年5月31日まで。仮事務所での運営は、2024年8月13日火曜日から開始を予定している。

次に、新社屋建設工事定例打合せを実施した。4月24日にはセキュリティ関係、ネットワーク関係について打合せを行った。5月23日には実施設計の進捗状況について設計事務所から説明を受け、実施設計における確認事項、例えば地下1階駐輪場、1階ふらっとテラス、2階ホール、屋上緑化などの仕様確認を行った。

次に、今後のスケジュールについて。令和6年度においては新社屋の実施設計が完成するのが今年の7月の予定。建設工事の業者選定を実施するのは、8月から9月の予定と記載しているが、最新情報によると、業者選定準備が2、3か月以上長くかかる可能性があり、その影響

で以下のスケジュールが後ろにずれる可能性がある。

なお、仮事務所への移転は先ほど仮事務所の賃貸借契約締結の報告でしたが、8月10日～12日の三連休を使って行う予定である。

その他、報告事項2に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第8 報告事項3 第四期中長期事業計画執行状況報告について

藤本常務より、次の通り報告がなされた。

表の1番上の「家族や親族がいなくても安心して生活できる」については、つながりサポート事業では、「つながりサポート事業見直し検討委員会」を立ち上げ、新事業スキームの検討を行った。令和6年度はモデル事業として「入退院・没後サポート事業（仮称）」を開始した。

また、在宅介護・地域包括支援センターでは、親族機能の期待できない高齢者を対象にメンバー参加型の連続した学びの講座を初めて実施した。参加者が学びたいテーマを決定し、全4回の講座を実施した。

「判断能力に不安を感じても安心して住み慣れた地域で生活できる」については、成年後見人等受任事業の拡充では、検討チームを立ち上げ、法人後見のチラシを作成し、各種講座や市内有料老人ホームで内容説明を行い、新規受任件数増につなげた。

「生活困窮者の自立を支援する」では、生活自立支援センターの利用者に就労支援の要望について聞き取りを実施した。その内容を踏まえ、支援調整会議に参加し、各関係機関における就労支援の困りごとを共有した。

「社会参加の促進」については、社会活動センターの事業では、運動・文化・芸術等初心者向け29講座および秋まつりなどのイベントを開催した。社会活動センターの役割の見直しについてはモニタリングアンケートの分析を行い、社会活動センター事業の課題に関する報告書を作成した。

「福祉人材を育成する」については、人材育成センターでは介護・福祉人材に関する養成、研修、相談、就職支援、事業者支援等の事業を武藏野市より受託し実施した。また、若い介護職を応援している若者プロジェクト『若ば』では毎月オンラインミーティングを開催し職種を超えた活発な意見交換の場を提供した。

「新しい福祉機能を開発し市に提案する」については、ケアリンピック武藏野では、権利擁護センターが登壇し、「みんなで考えよう没後のこと」をテーマに、没後についての啓発や国

や自治体への提言をまとめ発表した。

「地域活動を支援する」は記載のとおりである。子育てひろばみずきっこでは、朝のオンライン交流や月1回の連絡会、行事交流を通じて、コミュニティケアサロンとの交流を図った。

「民間の福祉サービスを牽引する」については、デイサービスセンターでは民間事業所では対応困難な多課題・医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れるとともに、すべての祝日、年末も開所し、臨時利用も受け入れセーフティネットとして役割を果たした。そのほかは記載のとおり。

「社内の人材育成」では、東京都社会福祉協議会主催の福祉職員職務階層別研修に14人参加するとともに、資格取得助成制度を利用し、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士など新たに6人が資格を取得した。

「効率的な事業運営」については、高齢者総合センターの大規模改修については改修後の施設や仮設施設に必要な機能や設備などを武藏野市と協議し提案を行った。本社社屋建替えについては設計会社との打ち合わせを重ね、基本設計が完成し、実施設計に着手している。

最後に「健全な財政運営」については、訪問介護や通所介護について収益向上委員会を設置し、業務改善だけではなく営業活動にも力を入れた。V字回復とはならなかったものの、前年度に比べ稼働率を回復させることができた。

説明は以上で、報告3に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

本日の評議員会はw e b会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、福島議長は令和6年度第3回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和6年9月3日

議長（評議員会会長） 福島文昭  

議事録署名人（評議員） 江幡五郎  

議事録署名人（評議員） 竹内啓博  

